

平成20年第2回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成20年5月8日(木曜日)

議 事 日 程 (第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期決定の件

第3 報告第4号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

第4 承認第1号 専決処分の承認について(四万十町税条例の一部を改正する条例)

第5 同意第1号 教育委員会委員の任命について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第5まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員 (25名)

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	5 番	山 岡 義 正 君
6 番	緒 方 正 綱 君	7 番	橋 本 保 君
8 番	山 上 利 嗣 君	9 番	岩 井 優之介 君
10 番	田 邊 哲 夫 君	11 番	松 下 和 孝 君
12 番	林 健 三 君	13 番	酒 井 祥 成 君
14 番	下 元 昇 君	15 番	竹 内 常 喜 君
16 番	田 邊 幹 男 君	17 番	戸 田 健 彦 君
18 番	堀 本 伸 一 君	19 番	梶 原 政 利 君
20 番	田 邊 客 子 君	21 番	牧 野 利恵子 君
22 番	味 元 和 義 君	23 番	宮 地 章 一 君
24 番	氏 原 郭 君	25 番	宮 崎 南海男 君
26 番	池 本 公 夫 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員 (1 名)

4 番 島 岡 幹 夫 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|                       |             |             |             |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|
| 町 長                   | 前 田 哲 生 君   | 副 町 長       | 甲 把 英 一 君   |
| 副 町 長                 | 高 瀬 満 伸 君   | 会 計 管 理 者   | 永 井 立 一 君   |
| 林 業 政 策 監             | 田 辺 由 喜 男 君 | 総 務 課 長     | 浜 田 好 清 君   |
| 企 画 課 長               | 武 内 文 治 君   | 管 財 契 約 課 長 | 佐 竹 節 文 君   |
| 税 務 課 長               | 山 本 靖 君     | 町 民 環 境 課 長 | 市 川 敏 英 君   |
| 健 康 福 祉 課 長           | 岡 澄 子 君     | 農 林 水 産 課 長 | 中 尾 博 憲 君   |
| 商 工 観 光 課 長           | 森 芳 明 君     | 建 設 課 長     | 武 市 逸 夫 君   |
| 上 下 水 道 課 長           | 伊 藤 哲 郎 君   | 教 育 委 員 長   | 中 岡 全 君     |
| 教 育 長                 | 水 間 淳 一 君   | 教 育 次 長     | 長 谷 部 文 男 君 |
| 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 | 渡 部 睦 君     | 生 涯 学 習 課 長 | 山 本 弘 光 君   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 武 内 洋 介 君   | 代 表 監 査 委 員 | 奥 宮 敏 男 君   |
| 総 務 課 副 課 長           | 山 本 康 雄 君   | 総 務 課 副 課 長 | 樋 口 寛 君     |
| 総 務 課 財 政 班 長         | 山 脇 光 章 君   |             |             |

大 正 総 合 支 所

|                     |           |             |           |
|---------------------|-----------|-------------|-----------|
| 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長 | 清 水 正 一 君 | 町 民 生 活 課 長 | 柴 久 幸 君   |
| 大 正 診 療 所 事 務 長     | 林 正 憲 君   | 産 業 建 設 課 長 | 下 藤 広 美 君 |

十 和 総 合 支 所

|                     |           |                         |           |
|---------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長 | 林 伸 良 君   | 町 民 生 活 課 長             | 杉 内 和 一 君 |
| 産 業 建 設 課 長         | 岡 本 順 一 君 | 十 和 医 療 福 祉 セ ン タ ー 所 長 | 酒 井 寿 哉 君 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

議 会 事 務 局 長	今 村 茂 君	次 長	田 辺 卓 君
書 記	竹 内 寛 子 君		

~~~~~

午前9時36分 開会

○議長（味元和義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第2回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番吉村アツ子君及び14番下元昇君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、本日の5月8日に議会運営委員会を開会し、協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） おはようございます。

先ほど議会運営委員会を開きまして、本日の臨時会の日程は5月8日本日1日のみと決定をいたしましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

今期臨時議会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、今期臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3 報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 改めまして、おはようございます。

本日の第2回臨時議会、議員の皆様方には大変ご苦労さまに存じます。

それでは、早速ながら報告第4号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、窪川学校給食センター敷地造成工事におきまして、根株伐採木の処分量の増加及び進入路山留ブロック現地取り合わせによる面積の増加、集水ます4カ所の追加施工による変更を行ったことによるものでございまして、契約金額の変更に伴い、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により去る4月18日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認について（四万十町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 承認第1号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、同施行令の一部を改正する政令等が平成20年4月30日に公布され、同日付け施行されたところでございます。

つきましては、関係する四万十町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕ないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により四万十町税条例の一部を改正する条例を専決処分に付したところでございます。

同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものでございますが、改正内容につきましては特定中小会社が発行した株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までに振り込みにより取得した場合には、その譲渡益を2分の1に圧縮する特例措置を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今の町長が提案説明をいたしたわけですが、中身はわかりませんのでその点について答弁いただきたいと思うわけですが、まず特定中小会社とは何かということでわかりません。例えば四万十町でじゃあどういう会社、四万十に限らんとしますが、例えば四万十町にあるのかどうなのか。あわせて、その経過措置がこの改正条例は来年の3月31日までの特例を4月30日をもって、29日をもってか、廃止になるわけですが、もう少しわかりやすくご説明をいただいた上で判断したいと思いますので、要約、どういう意味なのか教えてください。

○議長（味元和義君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） まず、特定中小会社とはどういう会社かというご質問でございますが、それは将来の国の経済を支えるベンチャー企業でございます。具体的には、操業期、設立10年以内の中小企業者であること。それから、新たな事業を実施するために売上高の一定割合の費用を支出していること。外部からの投資を投資時点で6分の1以上取り入れている会社であること。大規模会社の子会社でないこと。未登録、未上場の株式会社であることなどが特定中小会社の要件となっております。四万十町には該当はないものと思いますが、これらの特定中小会社の株を取得している者が四万十町内にいるかどうかはわかっておりません。今までのところ申告はあっておりません。

それから、経過措置についてのご質問ですが、これにつきましては国のほうから県を通じまして不利益、不遡及の原則に該当する改正案として適切な措置を講ずるように通知があったものでございますが、今日お配りしました要旨に書いております部分につきましては、平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払い込みにより株式を取得した場合について、その譲渡益があった、発生した場合には譲渡益を2分の1に圧縮するという特例措置が廃止されたと、公布の日には廃止されたということでございます。これを6月定例議会に提案したとしますと、遡及して適用する必要が生じることになります。その間、その期間の分について不利益が発生するということでございますので、公布の日には専決処分を行ったということでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今の税務課長から答弁いただいたわけですが、この特定中小会

社というのは四万十町には現在のところこういう会社はないという答弁でありましたが、その会社が特定中小の会社がいわゆる株式をだれかが取得して、その譲渡、いわゆる株式配当という呼び方なのでしょう、そこら辺わからんわけですが、今まで、来年の3月31日までは旧条例では譲渡益、この譲渡益というのはわからんわけですが、これは株式配当という見方なのかちょっとわかりません。今まではそれを2分の1の益でいいんだということであったのが、譲渡益全般に対して税がかかるというふうな内容ではないのかなというふうに判断をするわけですが、なかなかこういうことはわかりませんので、税務課長からそれなりの答弁いただいたのですが、もう少し私はちょっと、ほかの議員はわかりませんが、私はちょっとわかりづらい点があるわけですが、譲渡益というのはこれはどういう、株式益でしょうか。そこら辺あたり、その2分の1にまでは圧縮というのは税を100万円益があつたら50万円に対して税をかけてたということなののでしょうか。その点もう少しご説明いただければありがたいなと思うわけですが。

○議長（味元和義君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） お答えをいたします。

株式譲渡益とは株式の配当かというご質問でございますが、譲渡益ですので配当ではございません。売買でございます。株式の売買によつての利益でございます。譲渡益ですから、投資段階で安く買つていて売買段階で高く売却できた場合には譲渡益が発生するものでございます。その譲渡益につきまして、課税対象所得の譲渡益に対しまして税率を掛ける前の課税対象所得でございますが、それを2分の1に圧縮するという措置が廃止されたということでございます。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 大体わかつたわけですが、会社は四万十町内には現在はないということですが、じゃあ過去にこの譲渡益を受けて町民の中で税を申告したというような例はあるんでしょうか、その点について最後になりますがお答えください。

○議長（味元和義君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） そういう申告はなかつたということでございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第１号専決処分の承認についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

承認第１号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、承認第１号専決処分の承認についてはこれを承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第５ 同意第１号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、同意第１号教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、５月１１日に任期満了となる教育委員会委員河野守家氏の後任として谷脇誠郎氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

谷脇誠郎氏は、昭和５３年高知県立高知農業高等学校を卒業後、民間会社に勤務した後、昭和５６年に窪川町農業協同組合に入り、２４年間勤められ、平成１７年３月に退職後、経験を生かして現在農業を営んでおります。また、平成１６年度から２年間、口神ノ川小学校のＰＴＡ会長も務められており、平成１９年度には窪川中学校のＰＴＡ会長として活躍をされております。

このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、本年４月１日からは教育委員会の委員のうちに保護者を含まなければならなくなりましたので、氏は現在保護者であると同時にＰＴＡ役員の実験も豊富であり、また温厚、誠実な人柄は教育委員として最適任者であると確信をするものでございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

ただいまより議案精査研究のため、１１時まで休憩をします。

午前 ９時５３分 休憩

午前１１時１８分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

同意第１号につきましては、質疑討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、同意第１号につきましては質疑討論を省略することに決定しました。

これより同意第１号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この表決は起立により行います。

谷脇誠郎君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。したがって、谷脇誠郎君を任命する件はこれに同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成２０年第２回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前１１時１９分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員